

7 附属学校教育局

1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策に記載されている事項についての達成状況

(1) 年度計画に記載されている事項の達成状況

①特色ある選抜方法の工夫，入学定員の見直しの検討

ア. 平成16年度から附属坂戸高校で特別推薦枠を実施した。

イ. 附属久里浜養護学校で平成17年度からの連絡進学枠と一般選抜枠を設定した。

ウ. 附属桐が丘養護学校で通学部・入院部の児童・生徒数の見直しを行い，平成17年度入学定員の見直しを検討した。

エ. 大塚3校（附属小学校，附属中学校，附属高等学校）の連絡進学を見直した。

②教職員の研修の充実と人事交流

ア. 新たに検討会を設置し，附属学校教員を対象とした研修会を2回実施した。

イ. 新たに検討会を設置し，公立学校等との人事交流を実施する際の問題点等を検討した。

③附属学校教員等の適切な配置

新たに委員会を設置し，緊急的な対応を必要とする附属学校に対して，2名の教員を配置した。

④警備員の配置及び監視カメラの設置

附属全11校に警備員を配置し，監視カメラを設置した。

⑤安全対策マニュアルの作成・配布，改訂

附属全11校で安全対策マニュアルを作成・配布するとともに，防犯訓練を実施し，同マニュアルの見直しを行った。

(2) 重点施策として掲げた事項の達成状況

①大学と附属学校との連携の強化

ア. 新たに委員会を設置し，附属学校と大学との連携活動状況の実態調査を行った。また，教育実習のあり方等について審議した。

イ. 高大連携の一環として，附属学校からの推薦特別枠（指定校推薦）の可能性を検討した。

②附属学校における初等中等教育の改革の推進

ア. 大塚地区3校で小中高一貫教育の実践研究に関し，教科毎に研究班を編成し，検討を開始した。

イ. 駒場中高はSSH（スーパーサイエンスハイスクール）を中心に，トップリーダー教育の実践研究を行った。

ウ. 坂戸高校はキャリア教育と総合学科教育の実践研究を行った。

エ. 特別支援教育5校はそれぞれの専門性を中心に研究実践を行った。

③研究成果の社会への公開（公開講座，教育相談）

ア. 現職教員研修講座，特殊教育教員研修講座，免許法認定公開講座等20講座を開講した。

イ. 教育相談に関する実践的研究活動を推進するため，教育相談室の筑波地区と東京地区の各部局への位置づけを検討した。

④リカレント教育の推進

現職教員研修講座，特殊教育教員研修講座など全国規模の講習会開催や全国からの訪問研修の受け入れを実施した。

⑤公立学校及び他の国立大学法人附属学校との人事交流の促進

新たに検討会を設置し，公立学校等との人事交流を実施する際の問題点を検討した。

⑥幼児・児童・生徒の就学上の安全確保の検討及び学校給食における衛生管理の徹底

ア. 附属全11校で防犯訓練を実施するとともに，安全対策マニュアルの作成，配布及び改訂を行った。

イ. 対象とする5校の幼児・児童・生徒に防犯アラームを配布（貸与）した。

ウ．給食を実施している6校の関係者を対象に「食中毒防止に関する講習会」を実施した。

2. 各組織における教育研究，運営上の特色ある取り組み及び教育研究，大学運営を円滑に進めるための工夫

(1) ㈱時事通信出版局と連携事業に関する協定を締結

現在の日本の教育界が直面する様々な課題の解決に共同して取り組み，学校教育の活性化に貢献することを目的に協定を締結した。

(2) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所と教育研究協力に関する協定を締結

自閉症の児童生徒への教育に関する実地的・総合的な教育研究を促進することを目的に協定を締結。

(3) 広報誌「ポローニア」の発行

法人化後の各附属学校の教育活動状況を学内外に情報発信した。

(4) 「学校あんしん推進委員会」の設置

学校内の事故・事件等を迅速に解決し，幼児・児童・生徒の安全で安心できる学校生活を推進するために設置し，各校及び附属学校教育局に相談員を配置した。

(5) 特殊教育教員資格認定試験の実施

広く一般社会に人材を求め，教員（自立活動教諭）の確保を図ることを目的として，文部科学省の委嘱を受けて昭和58年度から実施している。

3. 自己評価と課題

法人化初年度に当たる平成16年度は，広報誌「ポローニア」を発刊し，教育局及び附属学校の活動を内外に理解していただくとともに，主に大学との連携をより強化することに努めた。委員会での活動以外に，高大連携の一環として附属学校の生徒を筑波大学に進学させる方途を検討したことは大きな意義があった。

また，㈱時事通信出版局との産学連携の協定を結び，全国の教員採用試験の分析・評価の仕事に着手したことも大きな仕事であった。

さらに，「学校あんしん推進委員会」を設置して安全確保のためのシステムを作ったこと，教員が不足している学校に教員を配置したことなど評価できる面が多かったが，労働基準法下における職員の労働条件の整備，教育局に勤務する指導教員の役割の明確化などに関しては今後の課題とする。